

平成30年白川町議会第1回定例会 町長提案説明及び教育運営基本方針

本日ここに、平成30年白川町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜りありがとうございます。

この頃の季節を表す言葉として「霞始めてたなびく」があります。今年の冬は寒さ一段と厳しく、何年ぶりかという最低気温の記録も出るほどでした。その寒さも少しは和らぎ、春の風物詩である霞が見られる、あるいは待たれる昨今であります。

今を去ること50年前、昭和43年8月17日から18日未明にかけて、天を引き裂く稲妻と闇夜に轟く雷鳴は数時間にわたり、まさに滝のような雨をもたらしました。中濃地域を襲った集中豪雨により、町内各地で土石流が発生し、河川沿いの道路、民家を一気に呑み込んでしまいました。2車線改良工事が行われて間もない国道41号では、土石流に巻き込まれ観光バス2台が暗闇の中、濁流おどる飛騨川へと流されました。この飛騨川バス転落事故で104名の尊い人命が失われました。このバスには、夏休みを利用して乗鞍観光に向かう家族連れなどの皆さんで満車状態であり、なかには家族全員が犠牲になるという、痛ましい事故でありました。この事故がもとになり国の道路管理責任が問われ、異常気象時における事前通行規制区間の設定や道路施設賠償責任保険制度が導入されたと聞き及びます。町内でも2名の犠牲者を出した未曾有の大災害でした。

あれから50年（半世紀）が経過し、世代交代が進み、人々の防災に関する意識が薄れてきているように感じております。

金原明善という人の故事があります。彼は江戸時代の天保3年に今の浜松市に生まれ、大正12年92歳で亡くなっています。彼の座右の銘は「惻隱の心は仁の端なり、仁をなすには身を殺すべし、義を見てせざるは勇無きなり」であり、一生その精神を貫き通したといわれます。彼の功績に天竜川の治山治水事業があります。「暴れ天竜」と言われた諏訪湖に源を発する天竜川の治水事業に、私財を投げ打って尽力されました。明治中期からのこと、旧龍山村で750ヘクタール、300万本の植樹事業を始めました。しかも、苗木の生産から始める必要があり、孤軍奮闘の大事業であったそうで、この治山事業が現在の天竜林業という日本有数の林業地帯に育っています。木というものは、苗木を植えるだけでは育ちません。植えた年から始まる下刈り、つる切り、除伐、間伐と時期時期に適正な管理があつて樹木も成長し、治山、治水につながるものです。50年前と比べて白川町、いや日本の山林の管理状況はどうでしょうか。大きな懸念を覚えるものです。

また、近年は気候変動が激化し、ゲリラ豪雨の発生など災害の発生リスクが増しており、日頃からの備えや身を守るための迅速な情報収集と対応が必要となっています。

今年8月には、災害から50年を迎えるにあたり、防災シンポジウムの開催を企画したいと考えております。本シンポジウムは、昭和43年8.17豪雨災害とその後の防災を振り返るとともに、次世代を担う若者に教訓をどう語り継いでいくかについて防災関係者を始め、町民の皆さんと一緒に考え、今一度、郷土の安全、安心を見つめ直そうと思っております。

それでは、ただ今より、今定例会に提出しております議案の大要についてご説明申し上げます。

議第1号から議第6号までは、平成30年度一般会計予算並びに各特別会計予算であります。

それぞれの予算規模は

		本年度当初対比
一般会計	60億1,000万円	0.3%減
国民健康保険特別会計	10億700万円	8.3%減
簡易水道特別会計	7億200万円	7.5%減
地域振興券交付事業特別会計	3,450万円	9.9%増
介護保険特別会計	11億1,700万円	3.1%増
後期高齢者医療特別会計	1億4,710万円	9.4%増
総額	90億1,760万円	1.3%減

としております。

ここからは第5次総合計画の施策の大綱に沿って、もう少し具体的な予算の内容についてご説明申し上げます。

(1) 人と人とのふれあいによるまちづくり

平成30年度は、「白川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に取り組み始めて3年目の年を迎えます。人口減少に歯止めをかけるべく、地方創生交付金等を活用しながら各種の事業を展開しているところですが、相変わらず人口の減少は続いています。ただし、出生数と死亡数を比較した自然動態による減少数はあまり変わらないものの、転入・転出を比

較した社会動態では減少に鈍化の傾向が見られます。平成26年度の転入・転出の差は、マイナス124人、平成27年度がマイナス135人なのに対し、平成28年度はマイナス74人、平成29年度も昨年12月までの集計ではマイナス22人となっています。3月に転出が増えることを想定しても、総合戦略の中で掲げた目標を大きく上回る結果となりそうです。転出抑制のための施策、移住・定住のための施策等が功を奏し、成果となって現れ始めているのではと、今後の展開に期待を寄せているところです。

人口の減少が今後も進むことが予想される中で、地域におけるコミュニティの強化、新たな担い手の確保は大きな課題です。少子高齢化、若者の流出、住民意識の低下等により、従来の地域活動の維持が困難な集落が多くなっており、自治会のあり方や行事の見直しなどがそれぞれの地域で行われています。自治協議会、自治会に対する交付金については若干の見直しを昨年行いましたが、さらに一歩進めて人的支援や活動団体の育成方法等の検討を進めてまいります。

平成27年度に立ち上げた「移住・交流サポートセンター」を通じて白川町へ転入された方は、昨年12月末現在で36世帯、75人という実績となっています。昨年テレビ放映された「岐阜にイジュー！」の舞台となったことから、白川町の認知度は大きく上がりました。今後とも積極的に情報発信に努め、白川町の魅力とともに、各種の有利な補助制度などをアピールすることで、白川町への移住者や交流人口を増やしていきたいと考えています。

平成30年度においては、町を散策したり、職探しをするために短期間入居ができる体験住宅を、さらに1棟増やす計画です。また、「移住・交流サポートセンター」の拡充を図るべく、三川地内で空き家を借り受け、改修を施しながら新たな拠点づくりを進めてまいります。「移住・交流サポートセンター」が近い将来、収益事業も担い、まちづくり全般にわたっていろいろな支援ができる組織となるよう強化を図りたいと考えています。

「地域おこし協力隊」につきましては、昨年末1名が任期を迎え、名古屋市で就職することになりましたが、引き続きその会社の仕事として「みのかも定住自立圏」で実施している白川町のツアー事業等に協力してもらえることとなりました。平成30年度も交代はありますが、9人体制を堅持し、さまざまな事業に参画しつつ、白川町のまちづくりに新風を吹き込んでもらいたいと考えています。任期を迎える隊員には、集落支援員としての活動も含め、引き続き定住していただくことを望むものの、それが難しい場合は定住だけにこだわらず、町とのいろいろな関わり方を模索してまいります。

人材育成の一環として進めております「まちづくりの担い手養成講座」、「白川魅力発見

塾」につきましては、地域コミュニティ活動を推進するリーダーの育成を目的に、内容を見直しながら継続してまいります。

宮古島市との交流に代表される地域間交流につきましては、人材育成などの面で大きな成果をもたらしてくれます。世界に目を向けた国際交流、「災害時応援盟約」を結ぶ笠松町との交流など、交流を始めたり、協定等を結ぶためには、何らかのきっかけが必要です。いろいろな地域と関わりを深めていく中で、有益な交流が始まりますので、これからもいろいろな出合いを大切にしていきたいと思っています。

(2) 緑（地域）の資源を活かした豊かなまちづくり

平成29年度は、農業委員会の大規模な制度改革があり、委員の任命制、農地利用最適化推進委員制度の発足など、新しい委員会による農地保護制度の始まりの年でもありました。農地の荒廃化が続く中で、委員の増員により全国各地で農地を保護するため委員会が作られ、当町でも農業委員14名と農地利用最適化推進委員8名の合計22名の体制で農地に関わる諸問題について検討しています。中山間地での農業は依然として厳しい状況が続いているものの、集積化などにより農地の有効利用が求められています。

平成30年度からは、水田直接支払交付金が廃止され、高付加価値のある作物づくりや「売れる米」づくりが求められています。佐見ライスセンターの色彩選別機と新たに黒川ライスセンターに設置された色彩選別機により、町内の米の大多数が信頼のある米としてのブランド作りに繋がり、また、環境型農業による米づくりにも期待が寄せられているところです。今後は、産地交付金を活用した地域戦略作物の大豆に加え、飼料用米の奨励や振興野菜などの取り組みを一層進め、農業生産を推進していきたいと考えています。現在12の集落営農組織に地域農業の担い手として、多くの水田を集約し農地経営を進めていただいています。それぞれの地域において耕作放棄がこれ以上進まないような農地の管理をお願いしたいと考えています。

地方創生拠点整備事業として建設しました3施設については、いよいよ本格的に運用が始まります。道の駅第2駐車場の複合型拠点施設は、地域の皆様に愛される施設として、また、観光客等への販売強化も行い、稼げる施設として町の活性化に寄与することを期待しています。黒川の農業研修交流施設は、都会から黒川地域に移住した方と地元で昔から住む方をマッチングさせる運営母体を発足し、より交流の度合いを深めることが、新規移住者の増加につながると見込んでいます。佐見食品加工施設は、ふるさとの伝統料理を町外へPRできる施設として、また、地域の雇用の場として活性化に取り組まれることに期

待しています。今後は、一日も早く軌道に乗せられるよう各施設においても経営努力を図っていただくとともに、町でも支援をしていきたいと考えています。

平成29年中の日本の緑茶輸出は大きく伸びており、国内での販売停滞を払拭する勢いがあります。白川町でも一昨年より取り組んでいる「美濃白川茶」の海外展開は、マレーシア、台湾に販路を確保し、新たに北米圏のカナダにおいても商談がまとまりつつあります。平成30年度は白川町農業開発を中心に海外展開を継続し、多くの商談がまとまるよう努めてまいります。国内ではリーフ茶の販売不振が続いておりますが、昔ながらの製法による萎凋茶への取組が注目されています。台湾への出荷とともに国内でも愛好家が増え、昨年からは町内各組合に萎凋茶製造をお願いしております。初めての製造で品質に不具合も見受けられましたが、良質な萎凋茶製造のため製造技術の提供に努め、新たな商品として流通経路に乗せられるよう各組合、茶商一体となった生産販売体制の構築に向け進めてまいります。また、町内生産工場の経営状況は厳しい状態が続いており、昨年に引き続き町内工場の生産体制の再編を含めた体制の確立に向けて検討を重ねていきたいと考えています。

新規就農者は、平成29年度に研修を終えた3名が新たに独立して就農するほか、平成30年度はすでに有機農業者の2名が決定しており、研修先の農家も1名増えて、新規就農者の受入れ門戸も益々広がっています。家族での移住も目立ち、少子化対策にも一役買っている状況となり喜ばしいことと感じています。県による新規就農者のサポートセンターが立ち上がり、その中で町の役割として農地に関するアドバイス等も含まれていることから、今まで以上に多くの農地の情報提供・収集を農業委員会とともに進めてまいります。

中山間地域の厳しい状況を少しでも改善する事業として、中山間地直接支払交付金・多面的機能交付金事業があります。地域の貴重な財源となるこの交付金を有効に活用できるよう地域に働きかけたいと考えています。

白川町の90%近くを占める森林を活用する林業振興は、地域活性化の要であります。町有林では計画的に国際的な森林認証材を伐採し、市場に提供してまいります。また、本年度は東京オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザに木材を提供することとしており、東濃ひのきを活用した白川町のPRも行っております。

平成30年度におきましても、利用期に達した町内の森林資源の有効利用を促進するため、森林組合が推進する森林施業の集約化を支援しながら、利用間伐事業の費用の嵩上げと間伐材全量搬出などの事業により、林産事業を支援し生産性の向上を図ります。さらに事業量の増加をめざし、森林組合に国、県の補助事業を利用して「グラップル、フォワー

ダ」を新規に導入する予定にしております。2023年度には、現在の約1.6倍の素材生産量を計画しており、森林組合では人員の確保も積極的に行うこととしておりますので、機械導入による成果が上がることを期待されます。

木材産業の振興と活性化を図るため、町外に建築される木造産直住宅に対しての助成制度、「しらかわの家、柱50本プレゼント事業」は引き続き支援してまいります。できる限り私自ら上棟式に出向き、白川町特産品を贈ることによりさらなるPRを行ってまいります。

県の森林・環境税を活用する事業としまして、利用促進等を目的とした「未利用間伐材搬出促進モデル事業」、水源地確保のための「水源林公有化事業」、森林の多面的機能の増進対策である「里山林整備事業」にも引き続き取り組んでまいります。新たに「観光景観林整備事業」を加え、景観に配慮した事業も行うこととしております。

林道整備事業につきましては、公共林道事業で1路線、県単林道事業では5路線の改良事業と1路線の開設を予定しております。開設1路線は、新たに取得した町有林を通るルートを計画しており、木材生産推進のため計画的な森林整備を行いたいと考えております。

農林業の隆盛に画期的な政策はありませんが、農・林・商・工・福と各種の施策を組み合わせることで振興を図ってまいります。「田園回帰」により地方が注目されている今、農林業資源が豊富な白川町が注目を集めるよう農林業の発信力を高めていきたいと考えています。

観光振興にも意を注いでまいります。今、SNSの国内利用者は7,000万人を超えていると聞きます。そうした情報発信ツールを有効に活用して白川町の魅力を広くアピールしていくことが、今後一層求められてくるものと思われまます。フェイスブックやツイッターを利用したPRとあわせて、平成30年度においては観光動画の作成や、インスタグラムを使ったフォトコンテストなども企画していきたいと考えています。

前にも述べましたとおり、昨年メ〜テレで放映された、10週連続の30分ドラマ「岐阜にイジュー！」は白川町が舞台となったことから、「白川村ではない白川町」の名を多くの人に知っていただく大変良い機会となりました。人数はかなり少なくなりましたが、今でもドラマを見たといって白川町を訪ねてくださる方があります。このドラマを見て白川町に移住してこられた方も(2世帯・5人)あります。「岐阜にイジュー！」の評判がよかったことから、現在岐阜県が中心となって岐阜県を舞台に第2弾の放映が企画されており、白川町も参加する方向で調整中です。前回のように10話全てを白川町で撮影していただくようなわけにはいきませんが、第1弾の舞台という優位性を生かして白川町のPRを図

りたいと考えています。

ここ数年、天候や連休に恵まれたこともあり、来場者数が好調なクオーレふれあいの里においては、平成30年度にひとまず簡易な木製遊具を整備し、利用状況を確認しながら、公園としての活用を念頭に次年度以降の整備計画を策定したいと考えております。また、ピアチェーレとオープンを迎える複合型拠点施設につきましては、2つの施設が共存共栄、ともに多くの人に愛され利用される施設となるよう、関係者の知恵を結集し、待っているだけではなく打って出る営業力も高め、収益の向上と集客を図ってまいりたいと考えております。核となる新たな人材の確保にも努め、道の駅として一体的な整備計画を模索し、目的地となり得る施設への転換を進めてまいります。

中小企業・小規模企業の支援につきましては、創業・経営基盤の強化を図る利子補給制度の延長、創業支援補助金、早期起業家育成事業、従業員や後継者の育成のための研修等に対する助成事業等を引き続き展開してまいります。

近年、町内の飲食店の閉店が相次いでおり、心配する声が多く寄せられるようになってきました。飲食店の活用を支援することも目的の一つとしている同窓会奨励事業につきましては、昨年12月までに108件、1,893人の方が利用され、この制度において1,165万円ほどが町内で消費されているところですが、新たに始まる公共交通を活用した振興策など、町内飲食店の一層の利用促進を図るための施策についても検討してまいります。

(3) 住む人みんなにやさしいまちづくり

「しらかわであんきに子育て あんきに暮らす」ための施策については、第1子に10万円、第2子に20万円、第3子以降に30万円のお祝いをする出産育児給付金制度を継続するとともに、実施から4年目を迎える3歳児から5歳児の保育料の無料化については、年間2,000万円ほどの減収となりますが、子育て世帯への支援策として継続実施してまいります。

保育園の園児数は減ってきておりますが、町内の全保育園と東白川村の保育園との交流の機会を持ち、集団での子どもの育ちを大切にしております。

子どもたちの発達支援のための施設、子ども発達支援教室「おひさま」は、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応を図るための訓練など、発達上必要な援助を行うための教室として運営してまいります。また、子育て支援センターは、いつでも気軽に遊びに来られる環境を提供し、育児の悩みや不安を緩和して、安心して子どもを産み

育てられる環境づくりの応援をまいります。

子育てに対する課題や対策は多岐にわたっており、特に児童虐待等への対応など専門的な知識が求められていることから、引き続き教育課内に子育て支援専門監を配置し子どもの健やかな育ちを支えてまいります。

保健医療の充実につきましては、がん対策計画を含む「白川町健康づくり計画」、「食育推進計画」と、平成29年度に改訂します「白川町歯と口腔の健康づくり計画」に基づき健康づくり施策を進めています。毎月19日の「食育の日」を中心に、旬の野菜を紹介するポスターの掲示や、毎月の広報への簡単レシピの掲載を継続し、さらなる野菜の摂取を奨めます。また、今年度開催しました「ヘルスマイト教室」で学びを深められた方のうち、数名が食生活改善推進協議会の新会員として活動を始められます。今後も食生活の改善に向けた支援に努めるとともに、町民に広く食の大切さを伝えてまいります。

母子保健では、特定不妊治療と一般不妊治療費助成を継続し、妊婦と新生児のお宅を訪問して、妊娠期、乳幼児期の支援体制を強化するとともに、離乳食教室を発展させ、より個人のニーズにあわせた指導を行ってまいります。

成人保健では、平成28年度に策定した「白川町国民健康保険事業実施計画（データヘルス計画）」で、死亡率・医療費は低く、健診結果や健診の受診率などが良い状態にあることが分かりました。加えて重症化予防の視点から健診結果や医療費を詳しく分析すると、白川町は糖尿病の治療者は少ないとは言えませんが、透析や糖尿病性腎症など、重症化を招いている割合が全国と同規模町村と比較して少ないことも分かっています。今後も多くの町民に健康への関心を持ってもらい、健診を受けていただくことで生活習慣の改善や適正な医療に結びつけるなど、重症化予防に努めます。その一つとして、平成30年度は、健診受診などの健康行動をポイント制とし、一定ポイントに達した方へ商工会と連携し振興券などを進呈する「豆まめ健康茶レンジ（まめまめ健康チャレンジ）事業」を新たに始めます。国においても健康行動に対するインセンティブ付与事業として推奨されており、広く健康への関心を持っていただきたいと思います。また、若い世代の健診受診率を上げる取り組みとして昨年から実施しております、40歳から50歳代の節目年齢の方への国民健康保険特定健診の無料クーポン券発行も継続し、あわせて未受診理由についても状況を把握し、受診率アップを目指してまいります。

精神保健では、地域自殺対策計画の策定に取り組み、町の課題を探り、他部署との連携の中で自殺対策に取り組めるよう検討していきます。また、傾聴ボランティアなどへの委託を通じ、外出の苦手な独居高齢者に対しての訪問型傾聴ボランティア派遣を継続し、高

齢者の孤立防止にも努めてまいります。

一方、本町の75歳以上の高齢者人口のピークは、国が示す推計値と比較すると6～7年程度早くピークを迎えています。平成29年度からスタートした地域支援事業では、「在宅医療・介護連携の推進」、認知症地域支援推進員を軸とした「認知症施策の推進」、地域の課題の抽出と施策化を目指す「地域ケア会議の推進」、高齢者の暮らしやすい地域を考える「生活支援サービスの体制整備」に加え、平成30年度は認知症初期集中支援チームを設置し、初期の認知症対策に重点を置きます。また、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するため、住民主体の活動を推進し、社会福祉法人をはじめ、専門機関や専門職の連携を図りながら、地域共生社会を目指して総合相談窓口の設置準備を進めてまいります。

地域包括支援センターの包括的支援事業は引き続き医療法人に業務委託としますが、運営等評価項目を整備しましたので、地域包括支援センター運営協議会において評価をしながら運営の強化、質の向上に努めます。また、介護保険施設においては、特別養護老人ホーム「サンシャイン美濃白川」のショートステイ10床を入所施設に切り替えることで入所待機者の減少を図ってまいります。なお、特別養護老人ホーム「あいらんど美濃白川」では、利用者の快適な環境整備を図るため、研修室・リハビリ室の建設を予定されており、町としても福祉サービス充実のためにも支援を行ってまいります。

高齢者福祉の充実では、老人クラブの活動やシルバー人材センターの運営に対する支援を行い、さらなる普及・充実に努めてまいります。また、白川町は100歳以上の高齢者の占める割合が、全国的にもトップクラスの健康長寿の町です。平成30年度には、100歳以上になられる方は23名になり、多年にわたり地域社会の発展向上に貢献された高齢者の長寿をお祝いするとともに、長寿が町民の目標として誇れる町づくりを推進してまいります。

障がい者施策では、平成29年度に策定しました障がい者サービスに関する「障がい福祉計画」に基づき、平成30年度は、保健福祉課内に社会福祉協議会から1名の出向職員を迎えて障がい者福祉の充実を図ってまいります。また、中濃圏域では地域生活支援拠点の体制が整備されることとなっており、圏域での連携を図りながら障がい者の地域での生活を支えるため、白川町障がい基幹相談支援センターを設置し、さらなる障がい福祉サービスの提供に努めてまいります。

国民健康保健事業については、増大する医療費の課題を解決するため、制度改革により

都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業に向けた国保運営の中心的な役割を担うこととなります。これに伴い、町は岐阜県が決定した国保運営事業納付金を岐阜県へ納めることとなり、医療の給付については、岐阜県から必要な費用について本町へ交付されることとなります。今後については、安定した財政運営に努めるため、保険料の見直し等も検討していかねばならないと考えているところです。

(4) 安全・安心・便利なまちづくり

冒頭でも述べましたとおり、昭和43年8月に発生した飛騨川バス転落事故を受け、国においては、これまでも防災事業等を進めていただいているところですが、依然として異常気象時通行規制区間は解消されておられません。こうした状況から、美濃加茂下呂間の7市町村の自治体で構成する「国道41号美濃加茂下呂間強靱化推進同盟会」では、引き続き、美濃加茂～下呂地域の連携強化・経済活動の発展・交流促進のため、国道41号の要対策箇所及び異常気象時通行規制区間の解消並びに線形不良区間の改良等を目的に（仮称）上麻生防災の新規事業化に向けて要望活動を行ってまいります。

また、国道256号及び幹線主要地方道は、一部区間を除き緊急輸送道路として指定されています。地域の活性化、豊かな暮らしの実現のためにはもちろんのこと、災害に強い地域づくりのためにも、継続して関係市町村・団体と連携し改良促進に向け積極的な要望活動を展開してまいります。

県管理道路沿いの民有地の交通等に支障がある樹木の伐採につきましては、原則その所有者が伐採しなければなりません。高齡化等により適正な管理が行われておらず、緊急輸送道路の通行確保に懸念が生じております。このため、所有者に代わって町が地元関係団体と協力し、県の助成を受けて伐採事業の促進を図ることとしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

町道につきましては、平成24年に発生した中央自動車道「笹子トンネル」の天井板崩落事故が契機となり、橋梁など道路施設の点検・診断・措置・記録で構成されるメンテナンスサイクルが始動してまもなく1巡となることから、新年度より定期点検結果を踏まえたセカンドステージを展開し、予防保全を前提とした老朽化対策を推進してまいります。

国の社会資本整備総合交付金事業では、橋梁修繕3橋と舗装修繕8路線を計画し、適切な施設の維持管理に努めていくほか、県道整備に伴う改良、橋の架け替えによる新設などの新規整備を計画しております。

簡易水道事業につきましては、将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的

な経営の基本計画となる「経営戦略」の適正な見直しを行うべく、平成29年度に整備した水道資産データを活用し公営企業会計の考え方を取り入れ、一層の経営基盤の強化を図りたいと考えています。「安全で安心な水」の供給に向け、平成27年度から着手しました赤川簡易水道切井浄水場の改良工事につきましては、皆様のご理解を賜り平成29年度の完成となります。また、白川簡易水道中川浄水場の改良工事につきましても、平成30年度での完成を目指し事業進捗を図ってまいります。

一般廃棄物対策事業では、「ごみそのものを減らす」、「使えるものを繰り返し使う」、「ごみを資源として再び利用する」を基本とし、町民・事業者・行政の協働によりごみの減量化・資源化を引き続き推進してまいります。また、高齢化や核家族化を背景としてごみ出しが困難な高齢者が増えている現状から、「個別収集方式」の導入について関係機関と連携し調査研究を行ってまいります。さらに、収集袋が大袋しかない重量のある不燃ごみと陶器類について、利便性の向上を図るため可燃ごみと同様に小袋を作成し、平成30年9月から導入したいと考えております。

町営住宅管理事業では、町の住宅施策をとりまとめた「白川町住生活総合計画」の策定に向け、岐阜大学との協働研究により引き続き実施してまいります。平成30年度は、全世帯を対象に行った住生活に関するアンケート結果を集計分析し、住生活向上のための指針を定めていきたいと考えています。

前にも述べましたとおり、近年、全国各地でゲリラ豪雨と呼ばれる大雨や台風、地震等による甚大な被害が発生しており、激甚化する気象災害や切迫する巨大地震に対応していくため、ハード・ソフトの両面からの対策を進めてまいります。幸いにも、ここ数年は町内で大きな災害は発生しておりませんが、避難指示や避難勧告などを発表する局地的なゲリラ豪雨などにより、町民の皆様に避難所へ避難いただくケースが増えつつあります。平成30年度においても、防災意識の向上に向けた自治会ごとの防災活動の事例紹介や引き続き町職員が地域に出向いて出前講座を実施するなど、自主防災組織の強化を図るとともに、テレメータ気象センサーの更新整備、町内雨量を細かく把握する雨量計の増設、砂防、急傾斜地崩壊対策、治山などのハード・ソフトの両面による災害防止対策を組み合わせ総合的に災害に強い地域づくりを推進してまいります。

このほか、北朝鮮による脅威が高まる中、弾道ミサイルが日本上空を通過する事案は今後も予想されるところです。こうした事案に対応するため、ミサイル攻撃に備えた全国瞬時警報システム「J-ALERT（ジェイ・アラート）」は、処理時間の大幅な短縮が可能となったことから、情報処理機能が向上した機器の整備を予定しております。また、飲料

水兼用耐震性貯水槽 2 基を蘇原地区及び黒川地区に設置するなど、さらに防災対策を進めることとしております。

広範な本町においては、有事の際の公的機関による支援には限界があり、町民の皆さんが一致団結して共に助け合うことが最も大切であり、その要として地域の消防団員には重要な役割を担っていただいております。消防団員には、仕事を持ちながら団員としての使命を果たしていただき、消防機材の点検も欠かさず行っていただいております。平成 25 年度から機能別消防団員を編成して、緊急時の消火活動などに協力をいただいておりますが、消防団員を確保することが年々厳しい状況となっていることから、平成 30 年度は将来を見据え、地域と調整を図りながら消防詰所の統廃合の検討を始めたいと考えております。

平成 30 年度は、白川町の「公共交通」元年になるものと思っております。2 年前に立ち上げました「白川・東白川地域公共交通活性化協議会」における協議と並行して、現在町内 5 地区において、どのような時間帯にどこへ行ける便があったら便利なのか、利用してもらえるのか、実際に無料で車を走らせる実証運行に取り組んでいます。また、今年の夏休みには、小中学生 50 円バスを走らせてみたところ、多くの利用をいただきました。いよいよ今年の秋からは、濃飛バス、白川タクシー、そして地域部会の方々のご協力をいただき、朝の通学の便を確保するとともに、昼間は電話で予約すると目的地まで運んでくれるデマンド運行、そして夜 7 時過ぎの電車で帰ってきても自宅付近まで送り届ける便の確保など、今よりずっと便利になる新しい公共交通の体制をスタートさせる予定です。ただし、そのためには公共交通にご理解をいただき、多くの人に利用していただくことが必要となります。福祉有償運送をどうするかなど、一気に全ての課題を解決することはできませんが、多くの皆さんのご協力をいただきながら、今より町内を便利に移動できる手段を段階を踏んで展開してまいりますので、格段のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

定住対策としましては、昨年「白川町住宅取得等支援事業補助金」の交付対象を、結婚により町内に居住するための中古住宅の取得や改修についても該当となるよう拡充したところですが、さらなる拡充についての要望も多いことから、現在進めております「住生活に関するアンケート」の集計結果を待って、方向性を検討したいと考えております。

(5) 白川を愛し、たくましく心のあったかい人を育むまちづくり

教育運営の基本方針につきましては、後ほど額額教育長から詳しく申し上げますが、施

策の主なものについて私からご説明いたします。

児童生徒数は引き続き減少の傾向にあり、白川小学校、白川北小学校、佐見小学校では複式学級がそれぞれ2クラスとなりますが、主要教科については、学年ごとの指導ができるよう引き続き講師を確保してまいります。また、特別な支援が必要な児童生徒のための講師や支援員についても、実情に応じて人員を確保し配置してまいります。

本年1月には、教育委員会において義務教育学校設置に関する審議検討委員会を立ち上げていただき、義務教育学校設置に関することや今後の小中学校のあり方について話し合いを行っていただいております。そこで出されたご意見を参考にしながら、本町の小中学校のあり方について方針を出していく予定であります。

学校施設については、子どもたちの学校生活に支障が出ないように、必要な修繕に努めております。今年度は、白川中学校の屋上防水工事など、緊急を要するものから順次実施するよう計画しております。

また、新しい公共交通システムの実施に伴い、スクールバス運行を外部に委託することとしておりますが、引き続き児童生徒の安全な登下校の確保にさらに努めてまいります。

学校給食センターは、昨年4月に調理・配送部門を外部委託して1年が経過しようとしています。学校からは「以前と変わらず給食がおいしい」という評価をいただいております。委託による不都合な点はなく、スムーズに業務を進めていただいております。施設については、建築後24年が経過していることから、今後の大規模改修に備えて策定した施設改修計画に基づき、順次改修を進めてまいります。

生涯学習・生涯スポーツの振興のうち公民館活動においては、各地区公民館に導入したTV会議システムを活用し、各地区を連携させた活動の充実を図ります。また、青少年育成町民会議は設立50周年、美濃白川楽集館は開館15周年と節目の年を迎えますので、記念事業を行うなど積極的な事業展開を図ってまいります。昨年4月に立ち上がった「スポーツリンク白川」では、スポーツ振興と地域の活性化、町民の皆さんの健康づくり、そして子どもたちがいろいろなスポーツ活動に手軽に参加できる環境づくりに努めてまいります。

ふるさと白川の将来を担う子どもたちの中学卒業後の支援策としましては、自宅から駅まで、また駅から自宅までを便利に通学できる公共交通体制を創り上げるとともに、引き続き高校生のJR通学者に対する助成を継続し、応援してまいります。また、奨学金を活用して大学等へ進学された方が、卒業後に町内に居住していただいた場合に、奨学金の返還に対し助成をする「地域人材ふるさと定着促進事業」につきましては、支援内容を一部

見直し、引き続きUターンの促進につなげていきたいと考えております。

(歳入)

以上で、歳出予算の説明を終わり、続いて、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

まず、歳入のうち約16パーセントを占めております町税につきましては、平成29年度当初予算に比べて1.4%減の9億4,700万円を見込みました。

地方交付税につきましては、平成29年度普通交付税の交付実績(23億4,776万円)と、国の地方財政計画(案)において前年比2.5%減が示されていたことや、引き続きトップランナー方式の導入による影響等を見込んで、普通交付税では平成29年度当初予算より5,000万円少ない22億5,000万円、特別交付税は同額の1億5,000万円と見込み、計上いたしております。

国庫支出金は、前年比2.3%増の5億4,969万円としておりますが、このうちの約2億7,200万円は社会資本整備総合交付金であり、昨年引き続きインフラ長寿命化計画に基づく道路整備や防災対策事業に係るものであります。

県支出金においては、6億1,162万円、前年比17.3%増となっておりますが、主に地籍調査事業や、農林業関係施策に対するものとなっております。

繰入金では、小学校の施設整備に対する財源として、教育施設整備基金の取り崩し、ふるさと納税で支援いただいた目的の事業へ地域振興基金からの取り崩しを予定し、また、財政調整基金を1億6,800万円取り崩すことで収支の調整を図り、前年比15.9%増の2億741万円を計上しております。

町債につきましては、林道整備事業、道路維持修繕事業、簡易水道施設整備事業など過疎対策事業債を前年度並みの4億3,400万円予定したほか、引き続き交付税措置などでさらに有利な辺地対策債の借り入れを1億2,100万円予定し、対前年9.2%減の7億2,400万円としております。

次に、その他の議案の概要について説明いたします。

議第7号から議第9号までは、条例の制定であります。

議第7号は、スクールバスを利用して、高校生の通学支援を主体とする地域住民の交通の確保及び公共の福祉の増進を図るため「白川町スクールバスの住民利用に関する条例」を、議第8号は、居宅介護支援事業の指定権限が岐阜県から委譲されることに伴い「白川

町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を、議第9号は、まち・ひと・しごと創生に資するため、観光、交流及び特産品による商品づくり等の拠点施設を設置することに伴い「白川町地方創生拠点施設設置条例」をそれぞれ制定しようとするものです。

議第10号から議第22号までは条例の一部改正であります。

議第10号は、個人情報保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い「白川町情報公開及び個人情報保護に関する条例」の一部を、議第11号は、新たに白山無渡地区に設置される携帯電話基地局を管理する「白川町携帯電話基地局施設の設置及び管理に関する条例」の一部を、議第12号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴う「白川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部を、議第13号は、陶器類及び不燃ごみの小袋を作成し、ごみ収集の利便性を図るため「白川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部をそれぞれ改正しようとするものです。

議第14号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となるため「白川町国民健康保険条例」の一部を、議第15号は、白川町第7期介護保険事業計画策定に伴う保険料等の改定による「白川町介護保険条例」の一部を、議第16号から議第18号は、介護保険法に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う「白川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「白川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」及び「白川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部をそれぞれ改正しようとするものです。

議第19号は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴う「白川町後期高齢者医療に関する条例」の一部を、議第20号は、町の管理体制の変更並びに経年による管理収支の均衡化及び利用者負担の軽減を図るため「白川町農園付きコテージの設置及び管理に関する条例」の一部を、議第21号は、中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保証法等の一部を改正する法律の施行に伴う「白川町中小企業者の経営安定資金融

資に関する条例」の一部を、議第22号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う「白川町営住宅条例」の一部をそれぞれ改正しようとするものです。

その他4件のうち、議第23号は、白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて議決を求めるものでございます。議第24号は、中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議をお願いするものであります。議第25号は、町道路線の廃止について、議第26号は、町道路線の認定について、それぞれ議決を求めるものであります。

(補正予算)

議第27号は、平成29年度一般会計補正予算、議第28号から議第30号は、それぞれ簡易水道特別会計、地域振興券交付事業特別会計、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

一般会計では、1億3,700万円を減額して補正後の予算総額を62億1,470万円とするものです。その主なものは、中山間地域所得向上支援事業として1,716万円を、間伐実施事業及び間伐材全量搬出実証モデル事業等に対する補助金の実績見込み増に伴い877万円を追加したほか、各事業の実績見込みにより減額調整するとともに、国県支出金や基金繰入金、町債等の財源調整をいたしました。

簡易水道特別会計では、施設建設改良費等の事業実績見込みに伴い、5,620万を減額し、補正後の予算総額を7億4,180万円としました。

地域振興券交付事業特別会計では、振興券の換金増に伴い300万円を増額して補正後の予算総額を3,440万円に、後期高齢者医療特別会計では、保険料徴収増に伴う広域連合への納付金を250万円追加して、予算総額を1億3,690万円とするものであります。

その他、追加提案として人事案件5件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、平成30年度における行財政運営の基本方針と、あわせて私の所信の一端を表明させていただき、今議会に提出いたしました諸議案の概要について説明してまいりました。また、審議の過程ではさらに詳細な補足説明もしながら、議会審議をお願いしてまいります。

何とぞ、議員の皆様の活発なご審議をお願い申し上げるとともに、提案しております諸議案に対しご理解とご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、白川町議会第1回定例会開会の町長説明とさせていただきます。

長時間ご清聴ありがとうございました。

次に、瀬瀬教育長から、町の教育運営の基本方針について説明を行いますのでよろしくお願ひします。

白川町教育運営の基本方針

I 諸般の事情の変化

1 小規模化した白川町の学校

白川町は、少子化の影響で学校が小規模化してきました。平成23年度に発表しました第5次総合計画で、本年は後半期に位置しています。

この計画では、後半期には、諸般の事情で学校のあり方の見直しも可とするとなっています。現在、義務教育学校設置に関する審議検討委員会を開催し、地域に小学校と中学校を一緒にした義務教育学校を町内に作ることを了とするかどうかについて、広く町民から意見を求めています。

その町民の声を広く聞きながら、町としていかなる方針を出すかについて総合教育会議等で議論し、町長が決断されて議会に報告することとなります。

教育委員会としては、学校がどういう形になったとしても、その時々存在する学校での教育について、全責任を持って取り組んでいきたいと考えております。

たとえ学校が小規模になって子どもの数が少なくなっても、それはそれなりの教育がありますし、できます。過去に、県内の小規模校において素晴らしい教育を進められているところがあります。

2 改訂される国の学習指導要領

2020年から、国の学習指導要領が改訂されます。また、大学入試も変わります。「知識・技能」だけではなく、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価するという考え方に変わっていきます。

今までは、どれだけ多くの知識を身につけたか、どれだけ正確に技能を発揮できるかに重きを置かれていましたが、今後は、ものの見方や考え方の評価も重視されることとなります。

ものの見方や考え方の指導は今までも取り組んできましたが、今後ますます重要になり、指導方法の改善が求められます。今までの指導で課題であったのは、子ども同士が見方や考え方を交流しながら自主的かつ対話的に学習を進める時、1学級あたりの児童生徒数が30名を超えると指導が難しいという点にありました。そのことに対して国や県は、学級を少人数に分けて指導するという取組をしてきました。

II 少人数のメリットを生かす学校教育

1 少人数教育の充実

本町は、少人数に分けなくとも現在の学級が少人数ですので、その取組は、今までも取り組んできたところであります。本町は、一人一人に対してきめ細かな指導ができる環境にあります。丁寧な指導と同時に、教師の目が届きやすく、指導の手がかけやすいというよい面が多くある反面、教師が手を出し過ぎたり、言葉をかけ過ぎたりすることによる依存的な子どもを育てることへの懸念があります。

本町では、見方や考え方など、子どもの学びの力を付けるために「突き放して学びを鍛える」ことを合い言葉に、協同学習を取り入れた主体的で対話的な学びを通した深い学びを追究しています。

2 未来の創り手として、新しい時代を生きる子どもたち

さて、28年12月中央教育審議会が、新しい時代を生きる子どもたちに「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる」ことが求められるとまとめられています。

新しい学習指導要領は、次のような背景から改訂されるようです。

一つ目は、近年顕著となってきた、知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて進展するようになってきていること

二つ目は、子どもたち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要であること

三つ目は、様々な情報や出来事を受け止め、主体的に判断しながら自分を社会の中でどのように位置付け、社会をどう描くかを考え、他者と一緒に生き、課題を解決していくための力の育成が、社会的な要請となっていることなどです。

3 変わる小学校の学習内容

学校教育では、いくつかの改正点があります。

今までのように、如何に教師から知識を多く獲得するかという「教わる」という教育から、「学び取る」力を育てるという教育の転換が求められます。例えば、歴史の勉強では、“何年にこうした出来事が起きた”という今までのような歴史上の事実に知識よりは、

“その出来事はなぜ起こったのか”とか、“その出来事がどのような影響を及ぼしたのか”を追究する学習に重きが置かれます。その中で、当時の社会や現代に持つ意味などを含め、知識相互がつながり関連付けられながら習得する教育へと転換していきます。

また、基礎的・基本的な知識を着実に習得するだけではなく、既存の知識と関連付けたり、組み合わせたりしていくことにより、学習内容、特に主要な概念に関するものの深い理解と知識の定着を図っていくとともに、社会における様々な場面で活用できる知識として、身に付けていくことを大切に指導をしていきます。

小学校においては、次のようなことが変わります。

一つは、今まで英語に慣れ親しむことがメインであった5・6年生の外国語活動が、3・4年生に移行し、週1時間となります。5・6年生は、中学校のように英語を教科として、週2時間勉強するようになります。

もう一つは、コンピュータの働きを、自分の生活に生かそうとする態度を、身につけることを目的としたプログラミング学習が必修化されます。

4 少人数のメリットを生かして、保・小・中の一貫教育の実現

このような時代の変化に対応できるよう、本町においても今までも取り組んできましたが、さらに対策を講じていきます。

1) 本町で今から十年ほど前から始まった保育園の発達支援の取組は、全国的にもその成果が評価されています。保育園で行われた個別の支援は、小学校と中学校に途切れなく受け継がれる体制が整ってきました。

この発達支援と同時に、

2) 通常学級において何らかの困り感のある児童生徒に対して、本町は、生活支援や学習支援を担当する支援員を配置し、少人数ではあっても手厚い対応を取っています。また、そういった発達支援の必要な児童生徒の困り感を軽減するために、5年ほど前から授業のユニバーサルデザイン化を進めてきました。授業の中で困り感のある子どもにとって有効な支援は、そうでない子にとっても有効であるはずであるというユニバーサルな考え方に基づくものです。この研究の結果、本町においては、いつでも気軽に分からないことを仲間に聞くことができる授業、一人だけでは考えにくい場合は、仲間と一緒に考えたり議論したりして、自分の考えをまとめられるように保障する授業が、ユニバーサルであることが分かってきました。

分からないとき、すぐに自ら進んで質問できる「主体的な学び」や分からないとき、任

意の仲間とともに話し合える「対話的学び」ができる協同学習が有効であるのです。

ここでいう「主体的な学び」、「対話的学び」、そこから生まれる「深い学び」こそが、新しい学習指導要領の目玉となる「アクティブラーニング」そのものなのです。折も折、国から示されたこの提言は、本町が5年前から着手してきた実践そのものです。

平成25年白川町教育振興基本計画にあります三つの柱『0歳から15歳までの一貫教育の仕組みと内容の創造』、『存在感あふれる白川の子どもをはぐくむ保育園・学校の創造』、『子どもの豊かな成長に貢献できる家庭や地域社会の創造』の実現に向けて取り組んできた内容が、着実に実を結びつつあると思っております。

Ⅲ 少子高齢化への対応や遠隔地にあるハンディを克服する社会教育

学校教育と並んで社会教育にも力を入れていきます。

1 願いに基づいてできるスポーツ環境を目指して

一つ目は、近年のスポーツ環境を取り巻く課題を検証しながら、その解決に向けて取り組んでまいりました。スポーツリンク白川が発足から2年目を迎えることとなります。

今年、このスポーツリンク白川の法人組織の運営が円滑に進むよう、体制の整備に取り組んでまいります。一人の子どもが、あれもやりたい、これもやりたいと思う願いに基づいて、自由にスポーツなどに参加できるようにするため、希望する保育園・小学校・中学校の子どもたちのスポーツ傷害保険の加入に関して、その負担を町が担うことを考えています。子どもたちのスポーツ環境をさらに向上させ、レクリエーションを始めとしたスポーツ少年団や生涯スポーツ、中学校の部活動などがより活発に活動できるよう、一層の環境整備にも取り組んでまいります。

2 遠隔地にある施設の距離的・時間的ハンディを克服するために

二つ目は、今年度、各地区公民館に導入したテレビ会議システムを活用した、生涯教育の充実に力を入れていきます。

読書の町白川ならではの読書環境がさらに向上するよう、読み聞かせの場での活用や公民館講座、粋☆生き大学での活用が始まっております。なかでも、粋☆生き大学での佐見地区公民館を繋いだ双方向による講座の開設は、全国的にも先駆けとなるもので、全国公民館連合会の表彰を受けるなど、この取り組みへの高い評価もいただいております。

本町のように行政面積が広大で、近年加速が進む少子高齢化の現状にあっては、役場ま

での距離感や時間、あるいは公共交通の利便性の問題など、克服すべき課題が多くあります。国が提唱している働き方改革に呼応しての活用や、各種申請や相談といった住民サービスの向上を目指した取組についても、庁舎内にテレビ会議システム利活用検討委員会を設置するなど、全庁あげての活用を進めていきたいと考えております。

3 各種社会教育団体との連携

そして、地域の子どもたちは地域で育てるという強い認識と責任のもと、地域住民や子ども会の活動拠点となる各地区公民館での住民活動や文化事業、歌舞伎を始めとした地域伝統行事の後継者育成など、各種社会教育団体との連携による活動にも、大きな期待を寄せているところであります。

IV 決意

最後にあたり、水源の里の恵みいっぱい 活力みなぎる人たちが暮らすまち 美濃白川に生まれ育つ子どもたちが、白川をこよなく愛し、たくましさと思いやりの心が生まれ、将来の白川町の担い手となってくれることを願い、白川町の教育行政を確実に推進してまいりたいと思っております。

何とぞ、議員の皆様を始め、町民の皆様のご理解とご支援をお願いし、私からの説明を終わらせていただきます。